

資料01_各委員（所属団体等）における消費者教育の取組

委員の属する団体等における消費者教育の取組							
委員所属団体・役職等		委員名		内容		委員の属する団体（個人の立場で委員に就任いただいている場合は個人）の強み（消費者教育推進にあたりこんな分野で力を発揮できるという事項）	
1	静岡大学 学術院教育学領域 系列 教授 家政教育	色川	卓男	取組あり	1	今年度の取組状況は以下の通りです。 研究室の学生たちが、第50回富士市生活展で消費者クイズを実施しました。 この件は、静岡大学教育学部のサイトにアップされています。 https://www.ed.shizuoka.ac.jp/news/20241129/ ※資料2「委員提供資料」参照 個人では、以下の通りです。 第50回富士市生活展記念講演会で、「消費者問題と消費者教育－目指せ！かしこい消費者－」というテーマで講演しました。 国民生活センターの「令和6年度教員を対象にした消費者教育講座」で講師をしました。 静岡教育研究会技術家庭科部門の中学校家庭「消費生活と環境」分科会助言者をしました。 日本消費者教育学会研究交流会「新しい時代の金融経済教育と消費者教育」の「消費者教育の視点から」報告者をしました。	地方消費者行政による消費者教育施策及び学校における消費者教育全般の実践方法についての研究をしていますので、関連する内容でしたら対応できます。
2	静岡大学 学術院教育学領域 系列 教授 家政教育	小清水	貴子	取組あり	1	小中高等学校の家庭科の教員研修で、消費者教育の意義を伝えたり、「エブリディ消費者」の教材を紹介しています。	教員志望の学生が多いことから、大学生を巻き込んで、消費者教育に関する教材作成、啓発グッズ製作、ワークショップができると思います。
					2	教員養成課程では、学生に「エブリディ消費者」の教材を紹介したり、模擬授業の題材として「消費者の権利」を取り上げ、家庭科の授業で消費者教育を取り上げる意義の理解や、授業を実践できるようになるための指導を行っています。	
					3	数年前に中部県民センターと協力して、大学生が地域の高齢者に消費者教育の講座を行う実践をしました。併せて、参加者に配布する啓発用クリアファイルや、講座の教材を収録したDVDを製作しました。	
3	静岡県弁護士会 弁護士	磯田	秀樹	取組あり	1	消費者月間及び消費者被害防止月間の街頭キャンペーンへの参加	消費者問題に関する研修やイベントに弁護士の派遣が可能。
					2	NPO法人しずおか消費者ユニオン記念講演会の共催	
4	静岡市葵区自治会連合会足久保学区自治会連合会会長	三重野	隆志	取組あり	1	消費生活センターからのお話 ※事務局補足 消費者教育推進地域として長年ご協力いただいております。	学区内でLINEオープンチャットを開設しています。 災害時の情報共有を第一の目的にしておりましたが、電話詐欺や空き家不審者など防犯情報の共有に役立っています。
5	しずおか市消費者協会 会長	竹内	光子	取組あり		1. エシカル消費の推進に係る各セミナー・講座の開催 （1）布ぞうりのつくり方講座の開催（古着再利用プロジェクト） （2）静岡市のごみの現状と今後 学習講座の開催 （3）食品ロス問題 学習講座の開催 （4）エシカルかるた大会の開催（かるたで学ぶ環境学習） （5）グリーンコンシューマー学習会の開催 2. 消費者被害未然防止に関わるセミナー・講座の開催 （1）公正取引委員会 消費者セミナーの開催 （2）詐欺商法防止かるた大会の開催（社協S型ディサービス ふれあいサロンと共催） 3. 食の安全・暮らしへの提案 各セミナー・講座の開催 （1）食品表示の正しい見方 セミナーの開催 （2）食中毒防止 学習会の開催 4. 消費者保護関連法制の講演会・学習会の開催 （1）静岡県内の消費者トラブルと改善事例 学習会の開催（適格消費者団体学習会） 5. 他団体・行政のイベント企画への参加 （1）イベントでのエシカル消費の推進パネル・環境対応作品の展示・説明(清水環境フェスタ・しずモール西ヶ谷・ごみ減量展への出展等)	各地域で自主的に活動している消費者グループで構成されている組織です。よって、各地域でより市民生活（地域）に密着した活動をすすめることが可能です。消費者被害未然防止や環境保全活動また子どもと一緒に学ぶ活動など、地域公共施設単位での講座企画・開催を推進可能です。
6	静岡地域労働者福祉協議会 事務局次長	鈴木	茂昭	取組なし			労働組合の集まりであり、組合員向けのセミナーを開催できる。 各種イベント参加者に対し、啓発資料の配布による注意喚起が可能。
7	静岡大型店・スーパーマーケット 連絡会 会長 (株式会社静鉄ストア社長)	森下	登志美	取組あり	1	お客様参加型防災訓練 （しずてつストア）※資料02「委員提供資料」参照	しずてつストアは、消費者に日々ご利用いただくスーパーマーケットとして、食品やリサイクル等個人の心がけひとつで取り組むことができることが多いことが強みと考えます。
					2	出前授業（しずてつストア）※資料02「委員提供資料」参照	

資料01_各委員（所属団体等）における消費者教育の取組

委員の属する団体等における消費者教育の取組							
委員所属団体・役職等		委員名		内容		委員の属する団体（個人の立場で委員に就任いただいている場合は個人）の強み（消費者教育推進にあたりこんな分野で力を発揮できるという事項）	
8	清水農業協同組合 アグリプロモーション部 部長	森	一真	取組なし			農業分野におけるSDG sの取組み（2019年12月1日宣言） https://www.ja-shimizu.org/about/sdgs/ ※別紙提供資料参照
9	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 中部支部 静岡分科会 役員	山下	裕夫	取組あり		NACS（静岡分科会）会員個人として※、消費者教育講師人材バンクに登録して、県内の消費者教育講師に取り組んでいる。 消費者教育講師（一般）約10名 シニア向けデジタル講座 3名 ※2019年以降、静岡県では消費者教育講師人材バンク登録制度を始めたことにより、静岡県からNACSに対する消費者教育の個別申込はなくなった。	多様な資格※を有するNACS（静岡分科会）会員が様々な消費者教育に取り組んでいる。 ※消費生活アドバイザー/消費生活相談員、FP、金融広報アドバイザー、防災士
10	静岡市PTA連絡協議会 特別理事	宮下	修一	取組あり		静岡市PTA連絡協議会の全体会長研修会において、静岡市消費生活センター所属の消費者教育推進員の方々にお越しいただき、出前講座について説明をしていただく機会を設けている。また、市内小・中学校における出前講座の実施に際して、必要に応じて協力している。	PTAを通して、子どもたちに対する消費者教育の重要性を保護者に対しても周知できる。 また、PTA主催の行事等を通して、子どもたち・保護者はもとより地域全体に対して消費者教育の機会を提供することができる。
11	城西地域包括支援センター センター長	藤田	寛之	取組あり		消費者被害の予防や拡大防止のため、周知啓発活動の実施。 ・S型デイサービス、地域の集いの場等における、見守り新鮮情報等チラシの配布や、寸劇、講話。 ・民生委員や介護支援専門員への見守り新鮮情報等の情報提供。	・消費者被害を受けている可能性がある方を発見した場合における、消費生活センターとの連携。 訪問機能があり、個別の相談対応が可能。 ・消費者被害再発防止のため、見守り体制の構築。 日常生活自立支援事業や成年後見制度への繋ぎ。消費者被害の背景にある不安な思いの解消に向けた対応。 ・消費者費が拡大防止のため、消費者被害の情報伝達。 民生委員や介護支援専門員等への情報伝達。 ・消費者被害の予防のため、消費者被害について正しい知識を伝えていく等、周知啓発活動の実施。 S型デイサービス、地域の集いの場等における情報提供。
12	静岡市校長会家庭・技術家庭科教育研究部部長（宮竹小学校校長）	石岡	久美子	取組あり		消費者教育出前講座 消費者教育推進員による出前講座は、児童に「消費者トラブル」を未然に防ぐための良い情報提供となったと思います。	小学校家庭科の授業で消費生活を扱うことができます。 また、夏休み前などには、保護者への啓発や、児童への指導の中で扱うことができます。
13	市立由比中央こども園 園長	松山	記世乃	取組あり		食育に必要な食材を最寄りのスーパーに子ども達と一緒に買い物に出かけている。 JAの方達と栽培・収穫・クッキングをしている	園小中一貫教育、コミュニティスクールをR7より行うなど、地域全体としてつながる力が強い
14	生涯学習推進課長	島田	裕介	取組あり		生涯学習施設にて実施する消費者教育に関する講座の実施 ※令和6年度に実施済み及び実施を予定している講座の一覧は、下記の回答欄にエクセルデータで添付しております。 ※別紙提供資料参照	市内32か所にある生涯学習施設（指定管理）にて、消費者教育に関する講座を実施することができます。
15	学校教育課長	木下	雅人	取組あり		「賢い消費者ってどんな人？」という中学校家庭科の授業実践	・学校教育（小中学校の児童生徒）における授業において、消費者教育として授業を行うことができること。 ・学校教育（小中学校の児童生徒）における授業等の活動において、関連する教育活動を実施できること。（例えば、小学校の生活科におけるお店屋さんごっこや、中学校の総合的な学習の時間における体験活動等）

資料01_各委員（所属団体等）における消費者教育の取組

委員の属する団体等における消費者教育の取組							
委員所属団体・役職等		委員名		内容		委員の属する団体（個人の立場で委員に就任いただいてる場合は個人）の強み（消費者教育推進にあたりこんな分野で力を発揮できるという事項）	
16	生活安全安心課長 （消費生活センター）	加藤	努	取組あり	資料03「消費生活センターの取組」参照	（1）消費生活相談員・消費者教育推進員 国家資格を有し、日々消費者からの相談に助言・あっせんを行う「消費生活相談員」と消費者教育を専門に行う「消費者教育推進員」が在籍しているため、最新の消費者トラブルの状況など消費者教育に必要な情報をわかりやすく市民の皆さんにお伝えできます （2）情報発信 市の公式XやLINEから市民の皆さんに広く情報発信ができます	